

○令和 7 年度七戸町天間林地区高齢者入浴料助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、天間林老人福祉センターの公衆浴場の廃止に伴い、同施設を利用していた天間林地区の高齢者に対し、激変緩和措置として民間入浴施設の入浴料を助成する入浴料補助券（以下「入浴料補助券」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 七戸町天間林地区に住所を有する者
 - (2) 令和 7 年 10 月 1 日時点で 65 歳に達した者（令和 7 年 9 月 30 日以前に生まれた者）
 - (3) 過去に天間林老人福祉センターの入浴施設を利用したことがある者
- 2 前項の規定に定める者であって、令和 7 年 6 月 9 日から令和 7 年 8 月 31 日までの間に天間林老人福祉センターの入浴施設を利用した者を優先する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、町長は、特別な事情があると認められる者については、本事業の対象者としてすることができる。

(交付申請)

第 3 条 助成を受けようとする者は、令和 7 年度七戸町高齢者入浴料助成事業入浴料補助券交付申請書（様式第 1 号）により町長に申請しなければならない。

- 2 申請は、年度中に一人 1 回限りとする。

(交付決定)

第 4 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、令和 7 年度七戸町天間林地区高齢者入浴料助成事業入浴料補助券（様式第 2 号）を交付する。

- 2 入浴料補助券は、再発行しないものとする。

(助成額等)

第 5 条 入浴料補助券 1 枚当たりの助成額の上限は 300 円とし、入浴施設が設定している入浴料（大人に限る）と自己負担額 100 円の差額を助成するものとする。

- 2 入浴料補助券は、対象者 1 人につき 26 枚交付する。
- 3 入浴料補助券の使用期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(指定入浴施設)

第 6 条 町長は、公共浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 2 条に規定する公衆浴場の許可を受けている天間林地区の民間入浴施設のうち、申請があった者に対し本事業の入浴料補助券が利用できる入浴施設と指定することができる。

- 2 前項の指定を受けようとする者は、令和 7 年度七戸町天間林地区高齢者入浴料助成事業入浴施設登録申請書（様式第 3 号）を電子申請、郵送又は窓口のいずれかの方法により、町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、適当と認めたときは、指定入浴施設として登録し、令和7年度七戸町天間林地区高齢者入浴料助成事業指定入浴施設認定書（様式第4号）を交付するものとする。

（指定入浴施設の登録内容変更）

第7条 指定入浴施設の登録内容に変更がある場合は、令和7年度七戸町天間林地区高齢者入浴料助成事業指定入浴施設登録内容変更届（様式第5号）をあらかじめ町長に提出しなければならない。

（入浴料補助券の使用等）

第8条 対象者は指定入浴施設において入浴料補助券を1枚提出するとともに、自己負担額100円を支払うものとする。

2 入浴料補助券は、交付を受けた対象者に限って利用できるものとする。

3 入浴料補助券は、入浴施設の入浴料に係る他の助成制度及び他の割引制度と併せて利用することはできない。

4 指定入浴施設は、入浴料補助券を使用する者が対象者でないことが明らかであると認めるときは、当該入浴料補助券を使用させてはならない。

（入浴料の請求及び支払）

第9条 指定入浴施設は、当該月に受領した入浴料補助券に係る助成額について、原則翌月の10日までに令和7年度七戸町天間林地区高齢者入浴料助成事業請求書（様式第6号）に入浴料補助券を添付し町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、審査後速やかに支払うものとする。

（入浴料補助券の返還）

第10条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入浴料補助券を返還しなければならない。

（1）第2条に規定する対象者の要件を満たさなくなったとき。

（2）偽りその他不正な行為により入浴料補助券の交付を受けたとき、又は使用したとき。

（禁止事項）

第11条 対象者は、交付を受けた入浴料補助券を複製、並びに第三者に譲渡、及び転売してはならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

令和7年度七戸町天間林地区高齢者入浴料助成事業入浴料補助券交付申請書

☐ 次の事項について誓約及び同意します。(※□欄にチェックしてください。)

誓約・同意事項	- 私は、過去に天間林老人福祉センターを利用したことがあります。 - 審査のため住民登録状況等について調査することを承諾します。 - 交付決定を受けた場合、入浴料補助券は本人のみの使用とし、複製、又は第三者へ譲渡及び転売はしません。 - 偽りその他不正な行為により入浴料補助券の交付を受けたとき、または使用したときは入浴料補助券を返還します。
---------	--

申 請 者		生年月日	昭和	年	月	日
住 所	七戸町字					
電話番号						

1) 受付日時 令和 年 月 日 時から

2) 受付場所 七戸町介護高齢課（天間林保健センター内）

3) 持参するもの

- ・申請書（この申請書）
- ・身分証（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）

(町使用欄)

受 付	本人確認書類
	☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 保険証 ☐ その他（ ）

令和7年度
七戸町天間林地区高齢者入浴料助成事業
杉の子温泉・天間林温泉・ふくろうの湯
入浴料補助券

（自己負担額100円）

使用期限：令和8年3月 31日まで
No.

七戸町長 様

（申請者） 住 所
施 設 名
代表者名

令和 7 年度七戸町天間林地区高齢者入浴料助成事業入浴施設登録申請書

七戸町が実施する標記の事業に指定入浴施設として登録したく、次のとおり申請します。

入浴施設名	
所在地等	七戸町字 電話番号 — —
代表者職氏名	
入浴料	（大人） 円
備考	

様式第 4 号（第 6 条関係）

令和 年 月 日

様

七戸町長

印

令和 7 年度七戸町天間林地区高齢者入浴料助成事業指定入浴施設認定証

年 月 日付けで申請のあった令和 7 年度七戸町天間林地区高齢者入浴料助成事業指定入浴施設について、指定入浴施設と認定したので通知します。

また、貴入浴施設への助成額は入浴料補助券 1 枚につき 円とします。

令和 7 年度七戸町天間林地区高齢者入浴料助成事業指定入浴施設登録内容変更届

七戸町長 様

(届出者) 住 所
施 設 名
代表者名

令和 7 年度七戸町天間林地区高齢者入浴料助成事業実施要綱第 7 条の規定により、
次のとおり内容を変更することを届け出ます。

1 変更内容

☐	施設名	
☐	所在地等	七戸町字 電話番号 — —
☐	代表者名	
☐	入浴料	(大人) 円

※変更する登録内容にチェックし変更後の登録内容を記入してください。

2 変更年月日 令和 年 月 日から

年 月 日

令和 7 年度七戸町天間林地区高齢者入浴料助成事業請求書

七戸町長 様

(請求者) 住 所
施 設 名
代表者名

令和 7 年度七戸町天間林地区高齢者入浴料助成事業実施要綱第 8 条の規定により、
次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円（令和 年 月分）

(内訳)
助成額 _____ 円（入浴料－100 円）× 入浴料補助券 _____ 枚＝ _____
円

(口座情報)

金融機関名		支店名	
預金種別	☐ 普通 ・ ☐ 当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

(発行責任者及び担当者)

(連絡先)